

山形県プレミアム付きクーポン券 について

山形県消費応援事業実行委員会

1 事業の目的

* 消費喚起による地域経済の回復

県民の県内での消費活動を喚起し、地域経済の回復につなげるため、商工会・商工会議所・山形県が連携して、飲食店、小売店、生活関連サービス業の店舗等ではうことができるプレミアム付きクーポン券を発行します。

2 事業概要

* プレミアム付きクーポン券の発行

- 発行数:400万枚(額面500円券(販売額250円))
- 販売単位:4枚綴りを1シートとし、2,000円分を1,000円で販売
- 販売方法及び使用可能店舗:参加店舗で販売、販売した店舗でのみ使用可能
- 1人当たりの購入上限:1人3シート(12枚)まで

3 クーポン券①



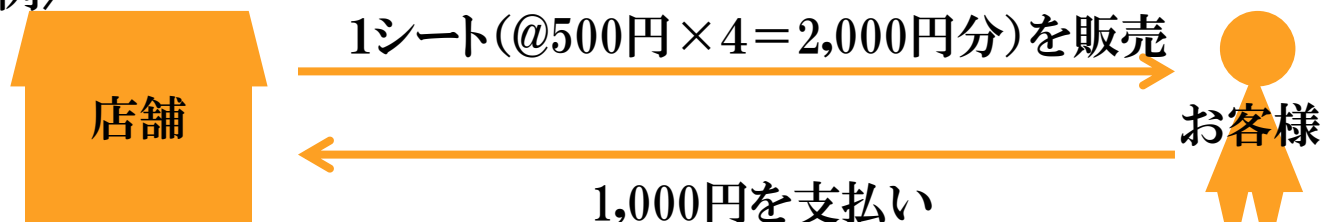
3 クーポン券②



4 使用イメージ

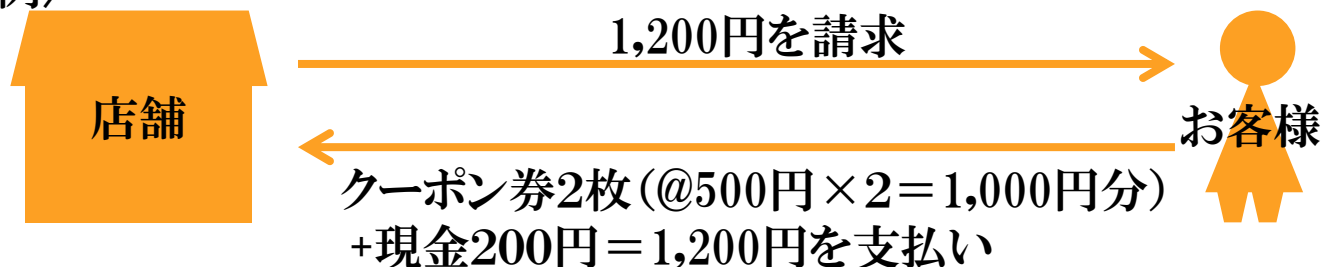
* プレミアム付きクーポン券をお客様に販売する

〈例〉



* お客様がプレミアム付きクーポン券を使って支払う

〈例〉



5 事業の流れ(準備①)

* 店舗へのクーポン券等の送付

次のものを事務局から参加事業所(店舗)に送付します。

- ①事業周知ポスター(1部)
- ②事業参加店舗表示(1部)
- ③参加事業所(店舗)マニュアル
- ④プレミアム付きクーポン券



ポスター



店舗表示

5 事業の流れ(準備②)

- * 事業周知ポスター及び参加店舗表示を掲示してください。
- * プレミアム付きクーポン券の表面への参加事業所(店舗)名の記入または押印してください。

事業所(店舗)名称が記入または押印されていないクーポン券は換金できない場合があります。



事業所(店舗)名称を記入または押印

5 事業の流れ(販売①)

- * 購入を希望するお客様にプレミアム付きクーポン券を 1シート1,000円で販売してください。
 - ・購入できるのは、参加事業所(店舗)が所在する市町村にお住まいの方のみです。
 - ・購入を希望される方の住所が参加事業所(店舗)が所在する市町村内であることを身分証明書等で確認してください。
 - ・購入上限は1人3シート(12枚)までです。

5 事業の流れ(販売③)

- 他店で販売されたプレミアム付きクーポン券で支払いを受けることはできません。
- プレミアム付きクーポン券販売時に購入者(お客様)から裏面にお名前とお住まいの市町村を記入してもらってください。

5 事業の流れ(販売④)

YAMAGATA

プレミアム付き
クーポン券



購入者記入欄

氏名

居住市町村名 ※山形県内の市町村名を記入してください。

切り取り線

●このクーポン券は、表面記載の販売店でのみご利用できます。

●このクーポン券は、以下のものにはご利用できません。

(1) 換金性の高いもの (2) 金融商品 (3) 公共性の高いもの (4) 事業活動に関わる支払
(5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの (6) たばこ事業法に規定する製造たばこ
(7) 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入 (8) 山形県が適当でないと認めたもの

●このクーポン券の釣銭はありません。●このクーポン券は再発行ができません。

〈コールセンター〉 0570-200-236

※記入いただいた個人情報は、本事業に関連する業務においてのみ使用します。

5 事業の流れ(販売⑤)

- ・プレミアム付きクーポン券が完売した場合は、速やかに「プレミアム付きクーポン券完売連絡票」を事務局にFAXしてください。
- ・「プレミアム付きクーポン券完売連絡票」を事務局で受領後、完売の旨をホームページに掲載します。

山形県消費生活事業実行委員会事務局あて
(FAX 023-630-3371)

山形県プレミアム付きクーポン券 完売連絡票

当店で受領した山形県プレミアム付きクーポン券については、次のとおり完売しました。

・完売年月日 令和____年____月____日

・受領したクーポン券の通し番号
_____番から_____番まで

事業所(店舗)名称 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

担当者氏名 _____

担当者電話番号 _____

14

5 事業の流れ(支払いの受領①)

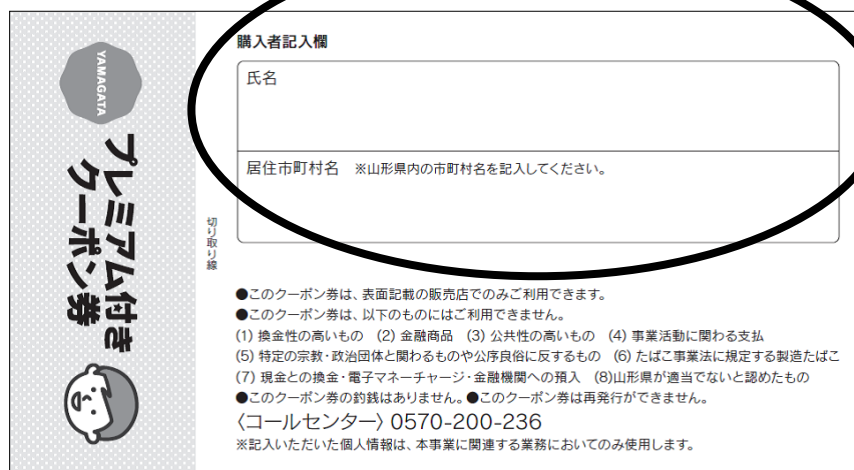
* お客様からプレミアム付きクーポン券による支払いを受ける

- ・額面額(1枚500円)の商品またサービスの対価としてお受け取りください。
- ・他店で販売されたプレミアム付きクーポン券での支払いを受けることはできません。

他の参加店舗の名称等の記載があるクーポン券は換金できません。

5 事業の流れ（支払いの受領②）

- ・裏面の購入者記載欄にお客様の氏名及び居住市町村が記入されていることを確認してください。



The image shows the back of a 'YAMAGATA プレミアム付き クーポン券' (Yamagata Premium Coupon). A black oval highlights the '購入者記入欄' (Purchaser Information Field). Inside this field, there are two input areas: '氏名' (Name) and '居住市町村名 ※山形県内の市町村名を記入してください。' (Residence City/Town/Village Name ※Please enter the city/town/village name within Yamagata Prefecture). Below the input fields, there is a list of terms and conditions, a contact number, and a disclaimer.

購入者記入欄

氏名

居住市町村名 ※山形県内の市町村名を記入してください。

●このクーポン券は、表面記載の販売店でのみご利用できます。
●このクーポン券は、以下のものにはご利用できません。
(1) 換金性の高いもの (2) 金融商品 (3) 公共性の高いもの (4) 事業活動に関わる支払
(5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの (6) たばこ事業法に規定する製造たばこ
(7) 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入 (8) 山形県が適当でないと認めたもの
●このクーポン券の釣銭はありません。●このクーポン券は再発行ができません。
〈コールセンター〉 0570-200-236
※記入いただいた個人情報は、本事業に関連する業務においてのみ使用します。

5 事業の流れ（支払いの受領③）

- 取扱店控え（半券）が切り離されたプレミアム付きクーポン券は無効です。
- 通し番号の判別できないプレミアム付きクーポン券は無効です。
- 釣銭は出せないことをお客様にお伝えください。不足分は現金等で受領してください。

5 事業の流れ（支払いの受領④）

- ・受け取ったプレミアム付きクーポン券は、ミシン目に沿って切り離して保管してください。



5 事業の流れ(支払いの受領⑤)

- ・プレミアム付きクーポン券の換金のためには、左側の大きな部分が必要になりますので、大切に保管してください。(右側の小さな方では換金手続きはできません)



5 事業の流れ(支払いの受領⑥)

- ・使用済みプレミアム付きクーポン券の右側(参加事業所(店舗)控え)は大切に保管してください。万が一換金額に相違があった場合等の照合に必要になります。



5 事業の流れ（換金①）

* プレミアム付きクーポン券の換金

- 「プレミアム付きクーポン券換金請求書」に記入のうえ、使用済みプレミアム付きクーポン券の左側と一緒に、別にお配りする紙に記載の郵便局にご持参ください。
- 「プレミアム付きクーポン券換金請求書」は11月中旬に郵送します。

5 事業の流れ（換金②）

【換金スケジュール】

- ・月1回を予定しています。
- ・11月中旬に別途郵送にてお知らせします。

【換金手続きを行うことができる郵便局】

- ・11月中旬に別途郵送にてお知らせします。
- ・受付ができない郵便局もありますのでご注意ください。

換金に関するお問い合わせはコールセンターへご連絡ください。郵便局への問い合わせはおやめください。

6 有効期間(令和3年2月14日)までに 販売できなかったプレミアム付きクーポン券の処理

* プレミアム付きクーポン券を自ら廃棄処分してください。

- 有効期間以降は販売できません。
- 有効期間以降の支払いには受け取らないでください。
- 残ったプレミアム付きクーポン券を買い取りいただく必要はありません。

令和3年2月14日もクーポン券を販売することはできますが、必ず当日中の支払いに利用してもらってください。
有効期間を過ぎてクーポン券を販売した場合のトラブルについて実行委員会では責任を負いかねます。

7 プレミアム付きクーポン券の追加配布について①

- * プレミアム付きクーポン券に残部がある場合は、追加配布の申込を受付けます。
 - ・追加配布の申込み受付は12月1日(火)から行います。
 - ・追加配布が可能な枚数は、店舗が所在する市町村により異なりますので、後日、追加配布可能枚数をHPに記載します。

7 プレミアム付きクーポン券の追加配布について②

- ・プレミアム付きクーポン券の追加配布を希望する場合は、「プレミアム付きクーポン券追加配布申込書」を事務局あて送付してください。
- ・事務局から追加のプレミアム付きクーポン券を送付します。(残部の状況によっては、ご希望に添えない場合があります。)

山形県消費生活事業実行委員会事務局あて
(FAX 023-630-3371)

山形県プレミアム付きクーポン券 追加配布申込書

当店で受領したプレミアム付きクーポン券が発売したので、次のとおり追加配布を希望します。

1 プレミアム付きクーポン券の販売状況

・発売年月日 令和____年____月____日

・受領したクーポン券の通し番号 _____

____年から _____番まで

・プレミアム付きクーポン券の販売経過

年月日	受領枚数	販売枚数	残枚数

※適宜、行を追加してください。

2 追加配布希望枚数

____シート (____枚) 【希望上限：別紙一頁（作成中）のとおし】
※プレミアム付きクーポン券の残状況により、ご希望に添えない場合があります。

事業所（店舗）名称 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

担当者氏名 _____

担当者電話番号 _____

15

〈お願い〉

- * プレミアム付きクーポン券は、各参加事業所(店舗)が所在する市町村にお住まいの方にのみ販売してください。
- * プレミアム付きクーポン券をお客さまに販売せずに換金することのないようにしてください。
 - ・後日、不正が判明した場合、既に換金している場合はその換金額の返還を求めます。
 - ・不正の疑いがある場合、参加事業所(店舗)に対し販売の事実の確認を求める場合があります。

〈お願い〉

- * 他店舗で販売されたプレミアム付きクーポン券は受け取らないでください。
- * プレミアム付きクーポン券の取扱いにあたっては、関係団体が策定した業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底してください。

お問い合わせ先

* コールセンター

TEL 0570-666-812

(受付:月曜～金曜 9:30～17:00)

* 山形県消費応援事業実行委員会事務局

〒990-8570 山形市松波2-8-1

山形県産業労働部 商業・県産品振興課内